

令和5年竹田市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 令和5年8月7日(月) 午前10時00分～午前11時00分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子 5番 秦 志喜男
6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 9番 本郷 敦子
10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子、次長：堀貴美子、管理係長：渡部夕樹、農地係：河崎凌央

6. 議事

議案第58号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・5件
議案第59号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・4件
議案第60号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転）・・1件
議案第61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・10件
議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・1件
議案第63号 非農地証明について・・・・・・・・・・8件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(10時00分)

議長

只今から、令和5年竹田市農業委員会第9回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は3番 猪九州男委員、4番 首藤徳子委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第24号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、3件ありましたので報告します。

続いて、報告第25号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が、2件ありましたので報告します。

続いて、報告第26号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、2件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第58号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 5件

議案第59号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 4件

議案第60号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 1件

議案第61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 10件

議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第63号 非農地証明について 8件

以上、29案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第58号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第58号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は、20年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

2番から4番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

5番の案件は、20年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第58号について担当課から説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第58号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第59号農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第59号の農用地利用集積等促進計画案は、先程議案第58号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第59号の1番の借り手は、認定新規就農者である〇〇〇〇です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

4番の借り手は、認定新規就農者である〇〇〇〇です。

選定理由は、いずれも当該農地の貸借について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第59号について担当課による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第59号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第59号農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(10時15分)

議長

議案第60号 大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

この議案第60号の1番の案件は、譲渡人 大分県農業農村振興公社から譲受人 ○○○○へ、申請地の竹田市荻町馬場字千把久保○○○○ほか3筆田4筆合計面積9,420平方メートルを農地売買支援事業により所有権移転するものです。農業経営基盤強化促進法による所有権の移転であります。譲受人の経営規模は、940,482平方メートルです。

議長

1番山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番山本昭雄委員

議案第60号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は5人です。農機具はトラクター6台、田植機2台、コンバイン3台を所有しております。稲作中心の農家であり農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、調査報告がありましたがご意見・ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第60号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。よって議案第60号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第61号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字会々字平〇〇〇〇外2筆 畑3筆 合計面積540平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は540平方メートルです。

議長

7番坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番坂本大蔵委員

議案第61号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は耕うん機1台所有しており、ミニトマト、シソ作付け野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第61号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字会々字平〇〇〇〇外1筆 畑2筆 合計面積98.30平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は98.30平方メートルです。

議長

7番坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番坂本大蔵委員

議案第61号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は耕うん機1台所有しており、里芋、ゴーヤ、つくり芋等野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込ま

れます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第61号の3番の案件は親族間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字大芝原〇〇〇〇 畑1筆 面積1,158平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は1,158平方メートルです。

議長

7番坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番坂本大蔵委員

議案第61号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は耕うん機1台所有しておりパプリカ、シントウなど野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第61号の4番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字神原字川平〇〇〇〇 田1筆 面積2,625平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4,997平方メートルです。

議長

9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番本郷敦子委員

議案第61号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン共同利用・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第61号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字次倉字畑〇〇〇〇田1筆 面積990平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、5,398平方メートルです。

議長

9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番本郷敦子委員

議案第61号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・草刈り機1台、稲作中心の農家で来年は牛のエサを植えるつもりとのことです。農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第61号の6番の案件は親子間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町馬場字八重牧〇〇〇〇外1筆 畑2筆合計面積6,902平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は8,758平方メートルです。

議長

1番山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番山本昭雄委員

議案第61号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第61号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町木下字西原〇〇〇〇畑1筆 面積6,750平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、58,577平方メートルです。

議長

1番山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番山本昭雄委員

議案第61号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター8台・田植機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第61号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字添ヶ迫〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積6,563平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は16,522平方メートルです。

議長

10番島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番島村宏司委員

議案第61号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・草刈り機4台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第61号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字山群〇〇〇〇 畑1筆 面積1,735平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営

規模は1, 735平方メートルです。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第61号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は耕うん機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第61号の10番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字津留〇〇〇〇田1筆 面積1, 263平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4, 335平方メートルです。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第61号の10番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

只今、議案第61号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。はい、本郷委員。

9番本郷敦子委員

9番の案件ですが、面積が広いですが野菜などを作って全部自家消費するのですか。新規就農の時小さい面積でも販売目的の時は説明に来てもらっているが整合性がとれないのではないのでしょうか。

議長

そのあたり事務局どうですか。

事務局

先程〇〇さんに来ていただいたのは、申し合わせの事項にある販売目的であったため直接説明していただいたということです。9番の案件は工藤委員が確認したところ販売目的ではないということでしたので説明に来ていただきませんでした。新規の案件は全て総会の議案となっており、この総会で判断をするということです。

議長

他にご意見ありませんか。無いようですので質疑を終結いたします。議案第61号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第62号1番の案件は、申請地 大分県竹田市大字菅生字市河内〇〇〇〇面積2,998平方メートルの畑です。この申請地は第1種農地ですが、農用地区域からの除外は令和5年7月11日に完了しています。転用目的は、駐車場用地です。申請者は、運送業を営んでおり既存の駐車場用地が手狭となったため隣接する農地を購入し駐車場用地として使用する計画です。工事期間は令和5年8月10日から令和5年9月10日までを予定しております。転用許可基準は、第1種農地の転用許可基準の例外のうち、運用通知第2-1-(1)-イ-(イ)-e 既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)に該当すると考えられます。

議長

6番児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番児玉淳一委員

議案第62号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

今今、議案第62号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第62号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第63号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第63号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字会々字鹿口〇〇〇〇登記地目田1筆 面積1,613平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は獣害がひどいため平成15年頃から農地の管理ができなくなり現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

6番児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番児玉淳一委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第63号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地竹田市大字会々字鹿口〇〇〇〇 登記地目畑1筆 面積542平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父が農地として管理ができなくなり昭和49年頃から放棄地となり現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

6 番児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6 番児玉淳一委員

2 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第63号の3番の案件は申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字会々字鹿口〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積449平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は獣害がひどいため昭和48年頃から農地として管理ができなくなり、現況は原野となっております。始末書が添付されています。

議長

8 番上野一男委員に調査報告をお願いします。

8 番上野一男委員

3 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第63号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字吉田字篠田〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積261平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭和25年頃近隣の方に無償で貸しその方が家を建てたが平成3年頃には取り壊し土地を返却され現況は宅地となっております。顛末書が添付されています。

議長

4 番上野一男委員に調査報告をお願いします。

4 番上野一男委員

4 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第63号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地竹田市大字穴井迫字庄屋〇〇〇〇 外2筆 登記地目 田2筆畑1筆 合計面積1,956平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成3年2月28日、指令農企第5-480号で許可を受けたが法務局で登記をしていなかったものです。現況は宅地と雑種地となっています。

議長

3番猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番猪九州男委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、宅地と雑種地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、6番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第63号の6番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地竹田市大字米納字六麦〇〇〇〇 登記地目 宅地 現況 畑1筆 面積369.04平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、登記地目は宅地ですが農地として使用していました。平成10年頃から管理ができず放置していたため雑草が生い茂り、現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

3番猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番猪九州男委員

6番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、7番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第63号の7番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地竹田市大字小川字白岩〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積4,046平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していたが獣害がひどく平成10年頃から農地として管理ができなくなり現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

3番猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番猪九州男委員

7番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、8番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第63号の8番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市久住町大字久住字荻ノ口〇〇〇〇 外4筆 登記地目 田4筆畑1筆 合計面積4,952平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭和40年頃仕事の都合で大阪府に転居したため農地の管理ができなくなり現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

3番猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番猪九州男委員

8番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第63号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
工藤明秀委員。

11番工藤明秀委員

4番の案件で平成3年頃に貸した土地を家を壊して返却されたということですが、写真で見る限り畑として利用できそうですが基礎があつて無理なのでしょうか。平地で宅地として利用するのですか。

議長

次長

事務局

証明を出した場合、近隣の人が宅地か駐車場で取得したいと聞いております。現状は農地としてずっと使っておらず現地確認の際も使っていないのでそのように判断しております。

議長

他にありませんか。無いようですので質疑を終結いたします。議案第63号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第63号非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和5年竹田市農業委員会第9回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(11時00分)

令和5年8月7日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....